

「新環境ガイドラインに基づく異議申立手続要綱案」及び
「環境担当審査役（仮称）設置要領案」に対する主なご意見について

目次

	ページ
1. 総論について	2, 3
2. 基本原則について	4, 5
3. 審査役の権限と義務について	6,
4. 異議申立手続の手続開始要件について	7～9
5. 異議申立手続のプロセスについて	10～15
6. 情報公開について	16, 17
7. 見直しおよび経過規定について	18～20
8. 環境担当審査役について	21, 22

【 1 . 総論】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>・JBICの「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下「新ガイドライン」という。)の懸案事項となっていた「ガイドラインの適切な実施・遵守の確保」のための具体的な手続としての異議申立手続が、パブリックコンサルテーションという開かれた場で議論され、ここでの議論をもとに一つの要綱案としてまとまったことは、環境社会配慮ガイドラインに引き続き開かれた場での政策の検討という意味において非常に重要なプロセスであったと認識しており、高く評価している。</p> <p>・国民全てに参加の機会を与え、形成段階における議論がオープンかつ自由な雰囲気の下で行われ、意見の集約・反映作業がスムーズに行われた点は、画期的なものとして評価できる。国際協力銀行の勇気ある態度と技量は卓越している。</p>	<p>新ガイドラインに基づく異議申立手続に係るパブリックコンサルテーション等の場で、産業界、NGO、学識経験者、国会議員、関連省庁の方々から多くの有益なご意見を頂いたことに感謝いたします。また、パブリックコメント募集に応じ、貴重なご意見をお寄せ頂いた方々にも感謝申し上げます。</p>
2	<p>本手続は、環境ガイドラインの遵守に有効と考えるが、日本が進出地域の環境維持に貢献していることを積極的にアピールすべき。</p>	<p>本行としましても、新環境ガイドラインや本手続の実施を通じて、我が国による環境社会配慮への貢献を積極的にアピールしていく所存です。なお、現在の要綱案では、環境担当審査役(仮称。以下「審査役」という。)にウェブサイト、パンフレット等を利用して、その存在・活動内容が広く認知されるよう努力することを求めており、各国の政府のみならず、現地の住民等に対しても広く本手続が認知されることを期待しております。</p>

3	<p>審査役は、ガイドラインのみならず、その他のJ B I Cが定めるガイドラインや、日本政府が同意している国際基準等をJ B I Cが遵守しているかを確認すべきである。</p>	<p>異議申立手続は、そもそも新ガイドライン上「本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる」と記載されていることを受けて議論がスタートしたものです。本行としては、環境ガイドラインの遵守については特段の配慮が必要と考え、通常の内部管理体制に加えて現地住民からの申立を受け付ける本手続を特に定めたものです。</p>
4	<p>異議申立については、濫用防止を図りつつ適切な運用を要望する。</p>	<p>審査役は、予備調査の段階で、濫用目的による申立を却下できるとされており、審査役には、これに従い濫用防止に配慮して運用することが求められます。</p>
5	<p>公共的側面と私企業の活動支援の微妙なバランスの整合性を、環境保護に重点を置きつつ達成している点は、画期的なものとして評価できる。</p>	<p>環境の維持と両立した持続的な事業の達成は重要な課題であり、我が国企業の海外活動に対する支援と環境社会面の配慮を両立させることは、本手続の策定にあたり本行が最も重視した点の一つです。バランスが取れているとの評価を頂戴しておりますが、これも外部の方々との意見交換によるものと考えております。</p>

【 2 . 基本原則】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>異議申立手続の迅速な処理は非常に重要な要素ではあるが、ガイドラインの遵守・不遵守について適切な判断がなされるためには、特に本調査に十分な時間をかけることが必要な場合もある。異議申立受理後3ヶ月以内に活動を終了させることはかなり困難であるといわざるをえず、最低6ヶ月は必要ではないかと考えるが再度ご考慮いただきたい。</p>	<p>左記ご意見のとおり、迅速性・効率性が本手続の重要な特徴であり、そのため環境担当審査役による活動期間を3ヶ月と設定しているものです。また、パブリックコンサルテーションでの議論を踏まえ、左記のご意見にも応えるべく、やむを得ない事情がある場合には、その期間を2ヶ月延長できることとしており、現状の案文で特段の支障等はないと考えます。</p>
2	<p>異議申立手続は、JBIC が支援する事業においてガイドラインにそった適切な手続がとられていないことから、地域の人々に環境・社会被害が及ぶことを食い止めるための手続であって、「中立性」というよりむしろ「公平性」の原則が求められる。</p>	<p>異議申立手続は、目的規定に記載のとおり、本行によるガイドラインの遵守・不遵守にかかる調査、当事者間の対話促進を目的とするものであり、審査役の活動には、特定の当事者に偏らない中立性が求められるものと考えます。一方、現地住民にとって本行へのアクセスが困難であることには十分留意しており、そのため、申立書は現地公用語の使用を認める、プロジェクト実施主体に対する申立人の匿名性を確保する等、「公平性」にも特段の配慮を行っています。</p>
3	<p>「本邦企業がOECD加盟国企業と公平・対等に競争できるように、各国の政府及びECAとの共通のルールをつくるなど Equal Footing の原則が保てるように対応すること」を基本原則として追加すべき。</p>	<p>基本原則には、パブリックコンサルテーションでの議論を踏まえ、審査役の属性・行動原則を記載するものと考えており、ご提案の内容を基本原則に追加することは必ずしも適切ではないと考えます。しかしながら、本行としては、本手続の考え方を広めていくため、OECD等の国際会議等を通じて積極的に説明、情報発信を行い、他のOECD加盟国においても同種の制度が策定されるよう促していきたいと考えております。</p>
4	<p>審査役には、本邦企業の海外企業との公平なる競争が阻害されないよう、各国政府金融機関との Equal Footing に</p>	<p>本要綱案は、環境社会面の配慮を前提としつつ、我が国企業の競争上の地位に配慮した内容となっているものと考えております。しか</p>

	配慮していただきたい。	しながら、本行としては、本手続の考え方を広めていくため、OECD等の国際会議等を通じて積極的に説明、情報発信を行い、他のOECD加盟国においても同種の制度が策定されるよう促していきたいと考えております。
5	審査役には、幅広く意見の異なるステークホルダーからの見解も聞き、中立的判断をして頂きたい。	本要綱案は、審査役の行動原則として「中立性」を明記するとともに、審査役に対し対話の促進活動においても「中立性」に配慮することを求めています。審査役には、本要綱の定めに従って中立性を確保した活動が期待されます。
6	審査役には、相手国法制度、政治的決定等を尊重し、相手国の社会経済発展の必要性を理解し、相手国の主権を尊重して頂きたい。	相手国の主権を尊重するのは当然であり、審査役としても相手国の主権に配慮しつつ、本手続を実施していくことになると考えております。たとえば、予備調査や手続開始決定後の活動において、審査役は、途上国で訴訟等の紛争解決手続が係争中である場合は手続を停止するなどの措置を講じることができなくなっています。
7	異議申立に係る追加費用を民間事業者等に転嫁することなく、かつ必要以上の過大な公費負担が生じないようにして頂きたい。	ご指摘の点については、本手続の目的を勘案しつつ、留意していきたいと考えております。また、過大な負担が発生しないよう、審査役、事務局の構成は必要最小規模としています。

【 3 . 審査役の権限と義務】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>環境担当審査役が、直接、関係企業から調査に必要な文書などの提出を要請できる権限を担保すべきである。</p>	<p>本要綱案は、審査役に対し、プロジェクト実施主体、借入人等にヒアリングする場合には、円滑に実施するため当初投融资担当部署を介してヒアリングのアレンジを行うことを求めています。ヒアリングそのものを禁止しているわけではなく、また当初以降は直接コンタクトすることができるため、ご指摘の点は確保されているものと考えます。</p>
2	<p>第 6 回のパブリックコンサルテーションのまとめにおいて、議長役の矢島総務部次長が「非常に限界的な問題、非常に大きな問題が生じるという限界的な状況においては、融資の停止といった意見の具申はあり得るとというのが方向観だったのだらうと思います。ただ、あくまで総裁が判断をする。ただ、その場合に重要なのは、情報公開の点の議論でございます。そういう提言を盛り込む段階で情報公開になりますと、非常に当該国、プロジェクトに大きな影響を与えますので、そこは慎重な対応が必要になってくる」とまとめられているとおり、「環境担当審査役は総裁に融資の停止を意見具申できるが、その意見は融資の停止への総裁の判断が下されるまで公開されない」という項目を付け加えるべき。 (同旨のご意見あり)</p>	<p>パブリックコンサルテーションでの議論の方向を踏まえ、審査役は不遵守状況を治癒するために可能な方策を総裁に具申することができますとされております。</p>
3	<p>上記を含む環境担当審査役の権限について、借入人等との間で合意を形成しておく必要がある。</p>	<p>本行は、一般に、借入人等との間の契約に基づきプロジェクトに対する調査権限を有することから、本行職員である審査役は同権限を行使することが可能であり、特段借入人等との間で追加的に合意を形成する必要はないと考えます。</p>

【 4 . 異議申立手続の手続開始要件】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>国際金融等業務においても、行内の一定の審査手続が終了した時点から異議申立の受付ができることとするべき。受付期間の海外経済協力業務と国際金融等業務の相違は、明らかなダブルスタンダードであり、統一のガイドラインに基づく、統一の遵守手続の策定に失敗しているといえる。 (同旨のご意見あり)</p>	<p>円借款以外の業務については、融資契約調印まで続けられる環境社会配慮確認のプロセスにおいて本行としての判断を対外的に示すタイミングがないこと、民間のプロジェクトにおいては本行の融資契約調印前に異議申立を受け付けた場合民間の輸出入・投資契約に影響を与える可能性があることから、調印後に異議申立の受付を開始することとしたものです。その結果、円借款業務における取扱いとの間に相違が生じていますが、これは業務の性質の違いを反映したものと考えております。</p>
2	<p>国際金融等業務と海外経済協力業務の共通性・相違性を踏まえ、異議申立の時期について若干の相違する設定を施している点は評価できる。</p>	<p>受付期間について、両業務の共通性・相違性を踏まえた内容となっているとの評価を頂戴しておりますが、これも外部の方々との意見交換によるものと考えております。</p>
3	<p>円借款における受付期間に関して、「本行としての評価を示したとき」とは何を指し、その時点にあるかどうかを公表する手続を明記すべき。</p>	<p>「本行としての評価を示したとき」とは、「開発事業に係る事業計画又は経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成見込みがあるかについての評価を、本行が示したとき」を意味します。審査役は外部から意見表明がなされた段階で、かかる情報をもとに適切に対応するものと考えます。</p>
4	<p>申立はモニタリングの実施期間だけでなく、融資返済終了までを対象とすべき。さらに本案では、「貸出終了後は…ガイドライン上のモニタリング規定不遵守を指摘する異議申し立てが可能」となっているが、モニタリング規定だけでなくガイドライン全てについての異議申し立てを、融資返済終了まで可能とすべき。</p>	<p>現地における被害は貸出期間中に発生する蓋然性が高いこと、また将来被害が発生する蓋然性がある場合も申立を認めていることから、異議申立の受付期間を貸出が終了するまでとしても特段問題ないと考えます。また、通常、本行の融資期間は長期に及びます(円借款の場合には最大 40 年)が、融資から長期間経過した時点で異議申立がなされても、関連資料が散逸している可能性が高く適切な調査を実行することは困難と考えられ</p>

		<p>るため、融資返済終了までを対象とすることは非現実的と考えます。さらに、貸出終了後は、借入人等に対する本行の影響力も低下するため、問題の解決に向けた適切な対策を採ることは困難です。なお、世界銀行や ADB のパネル手続では貸出が 95% 終了するまでが受付の期間となっており、本行が貸出が 100% 終了するまで受付け、かつその後もモニタリング条項については受け付ける仕組みとしているのは国際的にも極めて先進的な制度であるといえます。</p>
5	<p>受付開始時点以前に示された意見を、審査役が投融資担当部署に移送する場合には、審査役は申立人の了解を取り付けるべき。</p>	<p>受付期間前の意見について投融資担当部署に移送するのは、意見を投融資担当部署のオペレーションに適切に反映させるためであり、申立人がご意見を送付してくるのもその趣旨であるためと思われませんが、申立人の了解を逐一必要とすることは徒にオペレーションへの反映を遅延させることになり適切ではないと考えます。なお、頂いたご見解は、投融資担当部署より申立人の個人情報が出た投融資担当部署・プロジェクト実施主体に出してしまうことを懸念してのことと思われませんが、投融資担当部署の職員は本行職員としての守秘義務を課されておりますのでそのような可能性はないと考えます。</p>
6	<p>審査役は、投融資担当部署が適切に意見に対応しているかを監視すべき。</p>	<p>審査役は、投融資担当部署による意見への対応結果の報告を受けることになるので、適切な対応が行われているかを監視するメカニズムは確保されていると考えます。</p>
7	<p>国際金融等業務における受付期間については、ビジネスに過度に影響を与えないことに配慮して、融資契約締結後貸付実行終了までの期間に限定すべき。 (同旨の意見あり)</p>	<p>現在の要綱案では、円借款以外の業務における受付期間については、原則「融資契約調印後貸出が終了するまで」とされております。しかしながら、本行は新ガイドラインに基づき貸出終了後もモニタリングを継続する可能性があるため、貸出終了後もモニタリング期間中はモニタリング規定の不遵守を指摘</p>

		する異議申立に限り受け付けることとした ものです。
8	濫用防止の観点から、異議申立者は「対 象事業により負の影響を受けている地 域住民を代表するもの」に限定される べき。	制度の利便性を重視する観点から、可能な限 り申立人の要件を緩和したものです。ただ し、異議申立の対象案件は重大な被害が発生 している、又は将来発生する相当程度の蓋然 性があると考えられる案件となっているこ とから、単なる個人の主観的な被害感情や個 人的な経済的利害で他の住民と全く共有さ れないものについては、審査役の調査活動の 過程で適切に排除される仕組みとなってい ます。
9	申立人の要件において、「当該国の2人 以上の住民によりなされることが必要 である」としているように、より開か れ、より簡便な制度の活用が図られる ように工夫されている点は、画期的な ものとして評価できる。	申立人要件に関して、積極的な評価を頂戴し ておりますが、これも外部の方々との意見交 換によるものと考えております。

【 5 . 異議申立手続のプロセス】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>影響住民および受ける可能性がある人が申立を行う際、あるいは申立を行った後、環境担当審査役は必要に応じて、申立者の適格要件、申立内容、申立方法など、きめの細かい申し立者へのアドバイスなどを行うべきである。</p> <p>(同旨のご意見あり)</p>	<p>現在の要綱案では、申立書の不備があった場合、審査役は申立書を却下するのではなく、不足部分について情報を徴求することができるとされており、かかるプロセスを通じて、申立を適格ならしめる努力が行われると考えております。</p>
2	<p>環境担当審査役に対して一般市民が異議申立案件に関する情報提供をしたり意見を述べたりすることができるよう、JBICは専用のメールアドレスなどを設置し、広く周知しなければならない。</p> <p>(同旨のご意見あり)</p>	<p>審査役は、連絡先を本行ウェブサイトに公開することとされており、また、パンフレットの作成・配布等を通じて、その存在・活動内容が広く認知されるよう努力することが求められております。</p>
3	<p>他の国際機関の例に倣い、申立人に対し、ガイドライン不遵守の条項を示すことを求めるべきではない。</p>	<p>本手続では、申立書の内容に不備があった場合には、審査役は情報を徴求することとされており、不備があることのみを理由に却下するわけではないことをご理解頂きたいと思っております。</p>
4	<p>申立人がプロジェクト実施主体や投融資担当部署との協議を行っているという事実を手続開始の要件とするのではなく、何らかの形でプロジェクト実施主体や投融資担当部署が対象となる問題を認知していれば手続を開始すべき。</p>	<p>当該文言は、現地における問題については、まずは当事者間での解決に委ねるべきとの考えに基づくものですが、現状の要綱案では、申立人は、プロジェクト実施主体との対話に向けた努力及び本行投融資担当部署との対話の実施を求められているのみであり、申立人にとってかかる要件が特段の制約にはならないと考えております。</p>
5	<p>本案では希望者に対して「プロジェクト実施主体者への匿名」のみが確保されることになっているが、JBICの内部に対しても匿名が確保されるべき。(審査役以外は全て)。世界銀行の独立審査パネルでは、マネジメントに対しても匿名が確保されている。</p>	<p>頂いたご見解は、投融資担当部署より申立人の個人情報が出たことが懸念されることと思われそうですが、投融資担当部署の職員は本行職員としての守秘義務を課されておりますのでそのような可能性はないと考えます。</p>

	(同旨の意見あり)	
6	日本の法律により、申立人が望まないにも関わらず、その氏名が明らかになる場合には、事前に申立人にその旨連絡すべき。	我が国の情報公開法では、原則として個人の名称等の個人に関する情報については開示しないことができるとされております。例外的にこれを開示する場合は法の定めに従い、当該個人の意見を聴取することになると考えます。
7	申立書は郵便、ファクシミリ、電子メール、手渡しなどの様式で文書で提出されるように求めるべき。JBIC の在外事務所でも受付を行うべき。ただし、申立書は必ず環境担当審査役が開封すること。	申立書の取次ぎについては、本行の海外駐在員事務所でもこれを行う所存です。ただし、その場合受領の通知はあくまでも審査役が受領してから5営業日以内に発出されることになるので、審査役に直接送付するよりも場合によっては受理の通知が遅くなることをご了解下さい。また、審査役が宛先の親展となる等審査役及び事務局以外の職員による開封禁止の趣旨が明確に分かるものについては、審査役及び事務局以外の職員が申立書を開封することのないように留意いたします。
8	受理通知は「申立人の氏名および連絡先が記載されている限り」行われるものであるため、翻訳の期間を要するために受理通知の遅滞がある場合は、最大何日の遅延があるのか明示すべきではないか。また、遅延日数に関してはその都度申立人に速やかに伝える義務がある。 (同旨のご意見あり)	申立書については、日本語、英語の他現地の公用語による記載でも受け付けることとしております。公用語は種々多様であり、翻訳業者の手配にどの程度時間がかかるかはケースバイケースですので、予め遅延日数を予測することは困難と考えます。遅延日数の見込みが立った際には、速やかに審査役により申立人に連絡されるものと考えます。
9	環境担当審査役は必要に応じて、予備調査においても現地調査を行えるようにすべき。実際、世界銀行の独立審査パネルにおいても、多くの場合予備調査において現地調査を行っており、これによって非常に適切な判断を行うことができたとの報告がある。 (同旨のご意見あり)	予備調査では、審査役は申立書の内容が十分かを書面調査することになります。十分であれば、審査役は現地調査を含む調査活動を開始することが可能であるため、特段の不都合はないと考えます。なお、世界銀行の場合、パネルではなく、理事会が調査開始を決定することから、予備調査において現地調査の必要性が生じているものと思われれます。また、

		予備調査段階での現地調査の可能性を全く排除しているわけではありません。
10	予備調査において申立の適格性が認められ本調査が進められる場合、調査が終了し環境担当審査役による勧告が出されるまで、融資契約調印前のプロジェクトにおいては融資契約の凍結、調印後の案件については融資の実行を停止すべきである。	融資契約調印前に異議申立がなされた場合、本行としては、受け付けた申立内容に加え、個別案件の事情等に応じて、適切な環境社会配慮がなされるよう、然るべき対応を検討することとなり、調印の見送りといった、一律の対応は不適切であると考えております。調印後に異議申立がなされた場合に、本行によるガイドラインの不遵守という本行の問題を理由に借入人に対して融資実行を停止・中止するといった不利益を与えることは不適切であり、融資実行の停止は契約書の規定に従い処理されることとなります。
11	異議申立が却下される場合、その理由を申し立て者に文書で伝え、反論がある場合文書で提出してもらうようにすべき。	現状の要綱案では、却下の場合その理由を詳述することになっており、ご要望に沿った内容になっていると考えます。反論がある場合に文書で提出するか否かは、申立人の自由であり、これを義務付けることは不適切と考えます。
12	環境社会配慮は、融資契約締結以降も続けられるものであると考えているため、「融資契約締結までに行われた…」という表現は環境社会配慮を非常に限定的に捉えたものであるといわざるをえない。修正を求めたい。 (同旨のご意見あり)	現在の要綱案では、「審査役は、投融資担当部署にヒアリングを行い、融資契約締結までに行われた環境審査およびモニタリングにかかる事実を確認する」と記載されておりますが、ここにいう「環境審査」は新ガイドラインにいう「スクリーニング」「カテゴリ分類」「環境レビュー」を意味し、「モニタリング」は新ガイドラインにおける意味と同様です。新ガイドラインでは、「モニタリング」は融資契約締結後のプロセスと位置付けられていることからもお分かりのとおり、上記文言における「融資契約締結までに行われた」は「環境審査」のみにかかるものであって、ご指摘のように環境社会配慮確認を限定的に捉えたものではないことをご理解頂ければと考えます。なお、「融資契約締結まで

		に行われた環境審査」という文言をより明確にするため、新環境ガイドラインの用法と合わせて「融資契約締結までに行われた環境社会配慮確認」との文言に修正いたします。
13	「本行が利用した一切の資料を閲覧することができる」とあるが、閲覧資料には審査の段階、モニタリングの段階で JBIC 自身が作成する文書もあるはずである。「利用した資料」のなかに JBIC 自身が作成した資料が含まれるのか、確認したい。	「一切の資料」には、当然本行が作成した資料も含まれるものと考えております。
14	相手国政府（機関）が所有する文書の提出や現地訪問に関しての協力要請など、日本政府による協力体制も検討していく必要がある。	本行職員である審査役は、一般に融資契約に基づき、プロジェクトに関する文書の提出を求める権限やプロジェクトサイトを訪問する権限を有していることをご理解下さい。なお、個別案件の事情等に応じ、日本政府の協力が有効であると思われる場合は適宜要請を検討することになるものと考えます。
15	調査において、環境担当審査役は関係 NGO からヒアリングを行う必要があると考えるが、JBIC の考えを確認したい。	現在の要綱案では、審査役は「必要に応じて、申立人と同様の見解を有している住民、申立人とは異なる見解を有する住民、プロジェクト実施主体、専門家、ホスト国政府その他関係者に対してヒアリングを行うことができる」とされております。したがって、審査役が自らの判断で必要と考える場合には関係 NGO にヒアリングすることはありえるものと考えます。
16	審査役は対話を仲介するだけでなく、「紛争解決のための手段を提案できる」などの積極的な役割を担うことはできないか。異議申立を活用して、主体的に問題を解決しようという姿勢が求められる。	本行はプロジェクトの当事者ではないため紛争解決への関与も限定的にならざるを得ません。審査役には当事者間の紛争解決を基本としつつそのためのサポート的な活動を期待しております。
17	この要綱案は JBIC の環境社会配慮ガイドラインの遵守・不遵守を判断するものである。したがって、他の紛争処理	ご指摘のとおり本手続は本行による新ガイドラインの遵守・不遵守を問うものですが、実際に環境社会配慮を行うのはプロジェク

	<p>手続においてプロジェクトが係争中であっても、これに関係なく独立して手続を進めるべきである。</p> <p>(同旨の意見あり)</p>	<p>ト実施主体等であり、本行はそれを確認するという立場です。本行によるガイドライン違反が問題となる場合には環境社会配慮に係る何らかの問題があることが前提となることから、当該問題が現地における訴訟手続等他の紛争処理手続に従って処理されている際に当該手続に影響を及ぼす恐れがあります。かかる観点から、他の紛争処理手続において係争中である場合には、審査役の判断で手続を留保できるようにしているものです。</p>
18	<p>異議申立の対象となっている環境社会問題が既に相手国の諸制度で係争中である場合には、申立を受理するべきではない。</p>	<p>現在の要綱案では、上記のとおり環境社会問題が係争中である場合には、申立を受理するものの審査役の判断により手続を留保できるようにしており、ご意見に沿った内容になっていると考えております。</p>
19	<p>環境担当審査役は報告書への申立者からの意見聴取を行い、投融資部門の意見書とあわせてこれを総裁に提出すべき。</p>	<p>報告書については作成後申立人に送付されることとなります。本行としては、申立人が報告書に対する意見を述べることは自由であると考えており、その意見を総裁に提出することもまた可能であると考えております。</p>
20	<p>報告書には聞き取り調査を行った人の一覧(匿名希望者は立場などにとどめる)も報告書と一緒に提出され、公開するべきであると考えているが、JBICの考えをお聞きしたい。</p>	<p>報告書については、骨子にあるとおりヒアリングの記録は添付されることとなっています。なお、氏名等の個人情報といった情報公開法に基づき不開示とすべき事項は含めないこととしております。従って、ヒアリング内容については記載するものの氏名については記載しないことになるものと考えます。</p>
21	<p>環境担当審査役の勧告を受けての総裁の指示の実施状況について、環境担当審査役による継続的なモニタリングを行い、モニタリング報告書が公開されなければならない。</p> <p>またこの際、申立者からも総裁指示の実施状況について、情報収集を行うべきである。</p> <p>モニタリングを終了する場合は、申立</p>	<p>現在の要綱案では、総裁の指示については投融資担当部署が実施し、その実施状況について審査役に報告することとなっていることから、審査役によるモニタリングと同等の内容が確保されているものと考えております。また、審査役は、その作成する年次報告書において、実施状況およびそれに対する審査役の意見を記載し、それを公開することとされていることから、ご指摘のようなモニタリン</p>

	者の合意を求めるべきである。	グ報告書を作成・公開する仕組は実質的に確保されているものと考えます。 また、投融資担当部署は、総裁の指示の実施・終了にあたり、申立人の意向を踏まえることは当然と考えております。
22	環境担当審査役は、異議申立を通じて明らかになった今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についても、意見を年次報告書に記載することができることになっているが、環境・社会配慮を拡充していくための制度づくりに関しては、必要に応じて総裁に対して直接報告できる権限を確保すべきである。	審査役は、総裁直属の機関として設置されるものですので、その職責の範囲内の事項につき必要に応じて上長である総裁に対して直接報告することは通常の組織内の行動であると考えます。
23	検討結果例の2.(ト)(チ)では、「プロジェクト実施主体は誠実に対応していない」「投融資担当部署はその協議申入れに適切に対応していない」といった記載が見られ、「誠実に対応」「適切に対応」していれば、審査役は申立を却下できるかのように見える。本文と齟齬があるので修正すべき。	ご指摘を踏まえて、本文との齟齬のないよう修正いたします。

【 6 . 情報公開】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>情報公開は環境担当審査役の責任において行われなければならない。</p>	<p>本要綱に基づく情報公開については、審査役がその責任において実施するものと考えております。</p>
2	<p>以下の文書をそれぞれのタイミングで公開するべきである。</p> <p>申立の事実（速やかに）</p> <p>申立書の内容（速やかに）</p> <p>予備調査の結果（速やかに）</p> <p>申立却下の事実とその理由（速やかに）</p> <p>申立の却下に対する申立者の反論（速やかに）</p> <p>報告書：聞き取り調査を行った人の一覧などを含む（完成後速やかに）</p> <p>報告書への申立者の意見（聴取後速やかに）</p> <p>今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等をまとめた投融資担当部署の意見書（提出後速やかに）</p> <p>総裁の指示（速やかに）</p> <p>環境審査役によるモニタリング報告書（完成後速やかに）</p> <p>環境担当審査役関与の終了（終了後速やかに）</p> <p>年次報告書（完成後速やかに）</p> <p>その他審査役が提出した意見（速やかに）</p> <p>（同旨のご意見あり）</p>	<p>既にご意見に沿った形になっているものもありますが、ご趣旨を踏まえて修正いたします。ただし、「申立の却下に対する申立者の反論」「報告書への申立者の意見」といった本行以外の者が作成する文書については、本行の意見ではないことから本行がこれを公開することは不適切と考えております。</p> <p>また、上述のとおり（5 . NO 2 1 参照）モニタリング報告書は実質的に年次報告書に内容が包含されるため作成する予定はありません。</p> <p>また、「その他審査役が提出した意見」については、本行内部での率直な意見交換を阻害しないためにもこれを全て公開することは困難であるため、修正を加えておりません。</p>
3	<p>紛争解決のための対話促進、及び企業秘密の保持の観点から、情報公開は全て当事者の合意に基づくべき。</p> <p>（同旨の意見あり）</p>	<p>情報公開に当たっては、審査役には個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないよう配慮することが求められております。また、やむを得ずそれらの情報を開示する必要がある場合には、当事者の合意を求めなければならないとされていることから、ご指摘の点は十分配慮され</p>

	ていると考えております。
--	--------------

【 7 . 見直しおよび経過規定】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>要綱の改定に関しては、JBICの融資部門や審査部門、それに過去の申し立て者や関係したNGO等の意見を聴取すべきである。</p>	<p>本要綱案では、見直しについて「それまでに蓄積された利用者および環境担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う」と記載しており、「利用者」にご指摘の申立人の代理人として関係したNGO等は含まれるものと考えております。</p>
2	<p>異議申立を通じて明らかになった、JBICの適切な環境社会配慮を確保していくための政策上の課題について議論し、具体的な政策改善に反映させていくために、学識経験者、関係省庁、産業界、NGOなど幅広いステークホルダーで構成された「遵守合同会議（仮称）」の設置を提案したい。</p> <p>遵守合同会議は、環境担当審査役や異議申立に関係するスタッフ全員の参加を得て、年一度開催し、ここで出された意見をもとに環境担当審査役は、総裁への報告をまとめる。総裁はこの報告をもとに政策への反映を行うべきである。この様な会議の設置は、異議申立手続の透明性とアカウンタビリティを確保する上でも重要な役割を果たし、環境・社会配慮ガイドラインや異議申立手続についてのよいレビューの機会となるだろう。</p>	<p>本要綱については、ガイドラインの見直しに併せて、施行後5年以内に見直しを実施することを予定しており、その際には本手続の利用者、審査役の他、幅広いステークホルダーの意見・評価等を踏まえて検討を実施する予定です。</p>
3	<p>異議申立手続を通じて、JBICの環境社会配慮ガイドラインを遵守しているにもかかわらず、環境ガイドラインの基本方針である「融資を行うプロジェクトが環境や地域社会に・・・受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう」に確保することができないようなことがあるかもしれな</p>	<p>新ガイドラインでは、新ガイドラインについては、施行後5年以内に包括的な検討を行い、必要に応じ改訂を行うこととされております。本行としては、新ガイドラインの実施状況等を踏まえつつ、改訂について検討してまいりたいと考えております。</p>

	い。このような場合、JBIC は現在の環境社会配慮ガイドラインだけで十分なのかについて検討し、環境ガイドラインの見直し、あるいは追加的なガイドラインの策定を検討すべきである。	
4	次回の制度見直しでは、より積極的に問題解決のために活動する第三者性のある機関 = 開発オンブズパーソン = の設置に取り組むべき。	次回の制度見直しの際には、それまでの本手続の実施状況等を踏まえつつ、ご提案についても検討していきたいと思います。
5	制度実施の状況を踏まえて、次の点について検討されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立が行われた場合に、当該プロジェクトの抜本的な変更を含む提案の受入制度の確立（この場合、当該プロジェクトのコンサルタント等は排除されるとともに、日本以外の資本による企業も排除されるべき） ・ 異議申立要件の一層の緩和 ・ 事後救済の立場によるシステム構築から一步踏み出し、政策過程の透明性確保が最も有効かつ効率の良い救済システムであることを深く認識され、国民参加による政策実現のモデルを構築する努力を期待する。 	次回の制度見直しの際には、それまでの本手続の実施状況等を踏まえつつ、ご提案についても検討していきたいと思います。
6	要綱案は平成 15 年 10 月 1 日以前に融資要請があった案件に関しても、できる限り受付を行い、異議申立の対象案件とするべきである。	本手続は、本行による新ガイドラインの遵守・不遵守を調査することを目的の一つとしておりますが、新ガイドラインは平成 15 年 10 月 1 日以降に実質的な融資要請があった案件に対して適用されることとされております。従って、本手続も新ガイドライン同様、平成 15 年 10 月 1 日以降実質的な融資要請があった案件に対して適用することが適切と考えております。
7	世界銀行の例に倣って、旧日本輸出入	新ガイドラインの 7 .「ガイドラインの適切

<p>銀行の環境配慮ガイドラインや、旧海外経済協力基金の環境配慮ガイドライン（初版及び第2版を含む）及びガイドライン制定前のチェックリストも異議申立の対象とすべき。 （同旨のご意見あり）</p>	<p>な実施・遵守の確保」では、「本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる」と記載されております。本手続は、かかる記載に基づき策定されるものであって、そもそも旧ガイドライン等について適用することは想定されておられません。</p> <p>また、本手続の導入により借入人・プロジェクト実施主体等に一定の不利益が生じる可能性があることに鑑みれば、本手続を旧ガイドライン等について遡及適用することは関係当事者の理解を得ることが困難であると同時に不適切であると考えております。</p>
---	---

【 8 . 環境担当審査役】

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>要綱案では、環境担当審査役は2名と規定されているが、2名では公平性において正しい判断ができなくなる可能性があることから、3名で構成されるべきである。委員長は互選で選出し、3名のうち少なくとも1名が常勤で業務を行うようにすべき。 (同旨のご意見あり)</p>	<p>設置要領案に「各異議申立については、いずれかの環境担当審査役が担当することとする。当該異議申立を担当する環境担当審査役は、他方の意見を踏まえて報告書を作成する」と記載されているとおり、審査役は単独で判断するわけではなく、他方の審査役と協議することとなりますので、「正しい判断ができなくなる可能性」は相当程度減じられております。本行としては、政府系金融機関としてコストを最低限に抑制しなければならないという要請も踏まえれば、2名が適切ではないかと考えております。</p>
2	<p>多国間開発銀行は世界中から公募をしているが、JBICでは日本語を要件にしているので、募集の範囲は狭められる。したがって、審査役については、常勤でありながら兼職を認めるべきであり、要綱にもその旨記載すべき。</p>	<p>審査役には高い資質が求められるのであって、常勤であることを要件とすることで募集の範囲を予め狭めることは適切ではないと考えております。たとえ非常勤であっても出勤条件によっては十分経験が蓄積されるものと考えられ、候補者の意向等を勘案しつつ決定していくべきものと考えます。</p> <p>また、常勤である場合の兼職を排除するものではありませんが、審査役は本行の職員であるため通常の職員同様兼職するに当たっては本行の許可が必要となります。</p>
3	<p>環境担当審査役の名称は環境審査部との混乱を避けるため、「異議申立担当審査役」又は「異議申立担当独立調査官」としてはどうか。</p>	<p>審査役の名称については、ご提案も勘案しつつ決定致します。</p>
4	<p>審査役には公正さ、調査能力などに加え、異なる立場の人々のコミュニケーション能力が求められるべき。</p>	<p>ご指摘の能力については当然審査役に求められる性質のものと考えており、今後設置する審査役の選考委員会における議論において十分考慮されるべきものと考えております。</p>
5	<p>環境担当審査役の選任は、各ステーク</p>	<p>選考委員会の構成については、ご意見を踏ま</p>

	ホルダーからの信頼を受け、異議申立手続の適切な運用を進めていく上で非常に重要なプロセスである。この選考委員会には学識経験者や関係省庁も含めるべきである。また、選考過程・選考結果を個人のプライバシーを侵害しない範囲で公表すべきである。	えつつ今後検討していきたいと考えております。選考過程では、個人の能力・資質といった点が議論の中心となることから、これを公開することは困難と考えております。
6	経験の蓄積を考えると、特に初年度において任期は2年ではなく3年程度が望ましいのではないかと。	審査役の任期については、再任の可能性もあるため、経験の蓄積という観点から踏まえても2年は十分な期間であると考えております。
7	事務局員はJBIC職員かどうかは問わないが、環境社会配慮や問題解決機能に関する知識や経験を持った人材をそれぞれ公募に基づいて環境担当審査役が審査・推薦し、総裁が任命すべき。	審査役を外部登用することから、事務局員は本手続の円滑な実施の観点から本行業務に通じた人物で構成されることが望ましいと考えておりますが、必要に応じ外部登用することもありうると考えております。
8	事務局はJBICからの頻繁なアクセスを回避し、環境担当審査役の意思決定に関与してはならない。	事務局は審査役の活動をサポートする役割を担うこととなりますが、意思決定するのは当然のことながら審査役自身です。また、上記事務局の役割に鑑みれば、投融資担当部署からの必要以上のアクセスは回避されなければならないと考えております。
9	諸外国の例等に鑑み、JBICの既存の内部処理体制の整備で対応することも十分と考えられ、異議申立に対応する組織については、過大な組織とならないような配慮を要望する。	ご指摘の点については、本手続の目的を勘案しつつ、留意していきたいと考えております。